

京都市教育委員会告示第8号

平成19年3月23日京都市教育委員会告示第3号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）の一部を次のように改めます。

平成21年1月15日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表元京都市立貞教小学校の項を削除する。

（総合教育センター学校統合推進室計画課）